

斎壇等貸出事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人飯南町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が所有する葬儀用斎壇及び付属品（以下「斎壇等」という。）の貸出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(事 業)

第2条 この事業の運営は、基金運営事業で行うものとする。

(貸 出)

第3条 斎壇等は、町内に在住する者で葬儀を営む者、又はその代理人に貸し出すものとする。

(使用申請及び許可)

第4条 使用申請者は、斎壇等貸出の申込をする場合には、霊柩車管理運営規程（別紙様式第1号霊柩車・斎壇使用許可申請書）の用紙を使用して申請するものとし、社会福祉協議会に提出し、許可を受けなければならない。

2 使用申請に当たっては、事前に電話で予約することができる。

(斎壇等の運搬及び設置)

第5条 社会福祉協議会は、斎壇等の運搬及び設置に関し、外部委託できるものとし、その際、1回につき27,000円を委託料として委託先に支払うものとする。

(使用料)

第6条 斎壇等の使用料金は、前条の様式に定める「斎壇等使用料金」による。

2 使用料の徴収は委託先で行い、社会福祉協議会へ納める。

(損害賠償)

第7条 斎壇等の使用者は、斎壇を汚損、破損又は滅失したときは、速やかに理由を付して社会福祉協議会に届出し、認定された金額の賠償又は修理等の弁償に応じなければならない。

(その他)

第8条 運営に関しては、別に「利用受付マニュアル」を作成するものとし、その他この要綱に記載していない事項が発生した場合には、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成22年6月1日から施行する。